

食品衛生管理に関する技術検討会 開催要領

平成 29 年 3 月 14 日
(最終改正:平成 29 年 9 月 15 日)
厚生労働省医薬・生活衛生局

1. 趣旨

平成 28 年 12 月に公表した「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」の最終とりまとめを踏まえて、製造・加工、調理、販売等を行う全ての食品等事業者を対象として、HACCP による衛生管理の制度化を進めることとなった。

制度化に際しては、食品等事業者が衛生管理計画を策定し、その内容がコーデックスのガイドラインに基づく HACCP の 7 原則を要件とする基準 A、又はコーデックス HACCP の弾力的な運用を可能とする HACCP の考え方に基づく衛生管理を要件とする基準 B（小規模事業者や一定の業種等を対象）へ適合することを求めることとなる。各食品等事業者団体では基準 A 又は基準 B への対応のための手引書を策定し、事業者の負担軽減を図るとともに、厚生労働省において助言、確認を行った手引書に基づき地方自治体が事業者指導を行うことにより統一的な運用に資することとしている。

このため、各食品等事業者団体が作成する手引書の助言、確認に際して専門家の検討が必要となるため、「食品衛生管理に関する技術検討会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 食品等事業者団体が作成した業種別の手引書の案について、危害要因分析、一般衛生管理、重要管理点、標準作業書及び記録様式等が適切であるか、専門的、技術的な観点からの助言、確認。
- (2) その他必要な事項についての助言。

3. 検討会の構成及び運営

- (1) 検討会の構成員は、学識経験者、地方行政担当者、業種横断的な食品事業者団体、食品認証団体等、計 10～15 名とする。
- (2) 構成員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- (3) 検討会は必要に応じ、国立保健医療科学院及び農林水産省の職員並びに有識者の出席を求めることができる。
- (4) 検討会には、座長を置き、構成員の互選により定める。

- (5) 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (6) 構成員は検討会を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (7) 検討会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課 HACCP 企画推進室において行う。
- (8) 検討会は特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開とする。

(別紙)

構成員名簿

氏名	所属・役職
朝倉 宏	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長
荒木 恵美子	(公社) 日本食品衛生協会 学術顧問
◎五十君 静信	東京農業大学応用生物科学部生物応用化学科 生物機能・制御化学分野微生物学研究室
池田 佳代子	株式会社三菱総合研究所ヘルスケア・ウェルネス事業本部 ヘルスケア・ウェルネス産業グループ
畝山 智香子	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長
鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会品質保証本部総合品質保証担当
川崎 一平	(一財) 食品産業センター技術環境部長
佐藤 吾郎	北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課主幹
関根 吉家	(一社) 日本能率協会審査登録センター システム審査部技術部長
中村 重信	東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長

◎座長